

百才以上に茶器贈る

今年から八十八才以上の老人に養老年金(年額三、六〇〇円)をさし上げることにした県では、さらに九月のとしよりの日を期して百才以上の長寿者八名に、桜井知事の名で茶器一組あてを贈ることになり、その中の最年長者八代郡東陽村の上村スガさんには水上副知事が出むいて直接手わたしました。(写真は茶器贈呈)



(写真は茶器贈呈)

食生活改善展示会

食物は人体のガソリンです。悪質のガソリンは発動機をいためます。栄養のよい食物をとって健康な体をつくりましよう。この展示会は食生活の改善についてあらゆる資料を集め、皆さんのご参考に供します。

主催 農林省、熊本県、その他

期間 十月五日—十二日

会場 太平洋パト七階ホール

なお特に十月八日の午前九時半からは同デパート文化ホールで生活改善グループの実績発表や料理の実演が行われ、午後二時半からは映画演芸の余興もあります。

喜ばれた赤い羽根

国民助け合い運動として戦後発足しました共同募金は今年十二回目を迎えました。昨年の募金は二、三、六八五、三五〇円

に達し、左の通り配分しました。

施設・団体配分

乳児院、養護、虚弱児、母子寮、養老院、更生、更生保護、授産指導、医療、保育所、季節保育所、児童厚生、熊本県社会福祉協議会、熊本県保護観察協会、生活援護団体、身体障害者援護団体、児童福祉団体、患者慰安団体、従事者奨学研究補助、緊急配分準備金、地域福祉協議会など、最低一万円最高五十万円。

災害配分

弔慰見舞金、関係都市に比例配分されたもので総額六、三六五、八〇〇円
小中学児童生徒罹災救済補助 八〇二、〇九五円

歳末配分

長期入院困窮患者見舞、水俣奇病患者見舞、師走突風及火災見舞(荒尾、鏡、阿蘇)公私五一収容施設歳暮
一般困窮世帯もち代 その他
以上のように各方面へ皆さんの温かいお心が分かれて、それぞれ非常に喜ばれ厚くお礼を申されましたので、これにお伝えしておきます。

なお本年も募集総額一千八百万円を目標に十月一日から一カ月間全県下に運動を展開しますので何卒倍旧のご協力を切にお願ひ申し上げます。
(熊本県共同募金会)

県職の採用試験

試験区分

- 初級 (1) 一般事務 (2) 警察事務 (3) 農業土木 (4) 土木 (5) 林業 (6) 農業 (7) 畜産 (8) 水産 (9) 畜産 (10) 建築
- 上級 (1) 一般行政 (2) 学校事務(教育庁の一般行政を含む) (3) 農業工学 (4) 土木 (5) 林学 (6) 農学 (7) 畜産 (8) 水産 (9) 畜産 (10) 建築

受験資格

区別、学歴又は経歴 年令
初級 学歴及び経歴は問わぬが、昭和八年四月二日から昭和十六年四月二日までで生れた者
上級 学歴及び経歴は問わぬが、昭和四年四月二日から昭和十二年四月二日までで生れた者(短期大学を除く)を卒業し、その程度以上の学力を有する者

試験期日 十一月十六日(日)
試験地 初級—熊本市、八代市、本渡市、上級—熊本市
受付期間 十月一日(水)から十月三十一日(金)まで。
問合せ先 熊本県人事委員会事務局(熊本市行幸町一九県庁内)

県警の採用試験

受験資格

学歴及び経歴は問わぬが、昭和四年四月二日から昭和十五年四月一日まで(昭和三十四年三月高等学校卒業見込の者は昭和十六年四月一日まで)に生れた男子で、高等学校卒業程度の学力を必要とする。

試験地

熊本市、玉名市、八代市、本渡市

受付期間

昭和三十三年九月十二日(金)から十月十一日(土)まで。

問合せ先

熊本県人事委員会事務局(熊本市行幸町一九番地県庁内)

新生活中央集会

第七回新生活運動中央指導研修会は東京日本青年会館で八月廿七日から三十日まで開催されました。講義は、四日間を通じ、社会変革と新生活運動—米林富男師。青少年問題から見た社会道徳と家庭倫理—内藤文質氏。大衆運動とマスコミ—南博師。▽話し合い学習の進め方—文部省▽分科会▽全体会があり、有意義な研修でした。新生活運動とは?

失業保険料

滞納一掃強調期間

経済不況で、多数の失業者が発生しています。八月中旬、県下の公共職業安定所で失業保険金を支給した人数は一三、三〇〇人、その額は五、五〇〇万円に達しています。失業保険金の財源は、失業保険料であります。然るに保険料の納入は支給額の半分にも足りない状況です。これは三分の一の事業所が保険料を滞納していることが大きな原因です。そのため、十月から年末にかけて滞納一掃に乗り出すことになりました。事業主は保険料を滞納すると延滞金や追徴金加算され、そのうえ財産差押を受けることにもなります。

事業主の方には、このような不利益に陥ることがないように、また失業した人々の生活保障のためにも、是非失業保険料を完納されるように御協力を希望します。

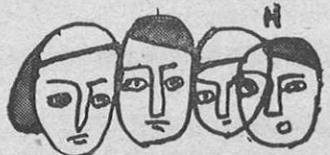
市町村選挙管理委員会

市町村選挙管理委員会にふれないものは、本年も九月十五日現在で選挙資格を失らべ、十月三十一日までに新しく基本選挙人名簿をつくりま

- 1. 日本国民で昭和三十三年十二月二十一日以前に生れた者
- 2. 昭和三十三年六月十五日から引き続きその市町村内に住所を有する者
- 3. 公職選挙法第十一條(例えば禁治産者とか禁こ以上の刑を受け執行中の者など

君の名は?

選挙人名簿にありませんか? なければ無資格です。



この調査に御協力をお願いします。なお、選挙人名簿が

することになっています。その方、ぜひこの期間に市役所や町村役場に行かれて、自分の名があるかどうかをたしかめ、選挙のときに投票できないことがないようにして下さい。また、海区漁業調整委員会委員の選挙に用いる選挙人名簿も関係市町村選挙管理委員会と同時に作りますからその方で選挙資格のある方は、この名簿の調製にもぜひ御協力を願ひします。(地方課)